

9月は「高齢者見守り強化月間」です

問 福祉介護課 福祉係 ☎ 025 - 784 - 4560

この月間は、新潟県が独自に取り組んでいるもので、高齢者の孤立死や虐待などの防止を目的に設定されました。毎年2月と9月を「高齢者見守り強化月間」と定め、地域住民や町、関係機関が協力して高齢者を見守ろうというものです。

湯沢町でも年々高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しておりますが、みんなで互いに支え合える地域づくりを目指して、社会福祉協議会や民生委員、児童委員と一緒に取り組んでいます。

見守りとは「特別何かをしなければならない」ということではありません。普段から行っている「あいさつ」や「さりげない手助け」が地域での関係を作り、それが見守りにつながります。

あいさつ

ご近所で声を掛け合いましょう。

気くばり

高齢者の方をさりげなく思いやりましょう。

助け合い

お互いさまの心で、地域で助け合いましょう。

*身近なところで、できることからご協力をお願いいたします。

緊急通報装置の貸与事業について

町では、自宅内で急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、安心した生活を送っていただくために、緊急通報装置の貸与を行っています。対象者に当てはまる方で、利用を希望される方は福祉介護課までお問合せください。

緊急通報装置の種類と自己負担額

基本装置（必須）

簡単な操作により、設置業者に緊急事態を通報できます。身につけることが可能です。

自己負担額：なし

追加装置（オプション）

普段から自宅内でよく通過する場所に設置する装置です。

利用する方が一定時間その場所を通過しない場合に、緊急事態の発生とみなして自動的に設置業者に通報します。

自己負担額：【設置当初年度】200円×年度末までの残りの月数 ※翌年度以降は一律2,400円となります。

対象 湯沢町に住所を置く方で、次のいずれかに当てはまる方

- ・おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する身体障がい者
- ・おおむね70歳以上の方のみの世帯に属する方で、見守りが必要と認められる方

緊急医療情報キット配布事業について

「緊急医療情報キット」とは、「かかりつけ病院」「持病」「飲み薬」などの医療の情報や「緊急連絡先」などの必要な情報を書いたシートが入った筒状の容器のことで、ひとり暮らしの高齢者などが救急車を呼んだ際に、キットを冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊員や医療機関の迅速な救急活動に役立てるものです。

まだ、利用されていない町民の方で、以下に該当する方にキットを無料で配布いたします。

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有し、ひとり暮らしの方
- ・各障害者手帳所有者と65歳以上の高齢者で構成された世帯

*緊急通報装置および緊急医療情報キットの利用を希望される方は湯沢町福祉介護課までお問い合わせください。

